

古物標識等申込書

お申込日： _____ 年 月 日

- 古物商許可標識 古物市場主許可標識
 古物商行商従業者証 (行商従業者の写真台紙を添付して下さい。)

公益社団法人 滋 賀 県 防 犯 協 会

(フリガナ) 許可証記載の 古物商の氏名 又は名称	(古物商許可証又は古物市場主許可証記載の氏名又は名称を記入して下さい)
許可証記載の 古物商の住所 又は居所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
連絡先(電話番号)	携帯： _____
都道府県 公安委員会 許可証番号	都道府県名 (_____)公安委員会許可第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
主として取り扱 う古物の区分	01. 美術品類 02. 衣類 03. 時計・宝飾品類 04. 自動車 05. 自動二輪車及び原動機付き自転車 06. 自転車類 07. 写真機類 08. 事務機器類 09. 機械工具類 10. 道具類 11. 皮革・ゴム製品類 12. 書籍 13. 金券類 (主として取り扱う物の区分を1つ選択して数字を○で囲んで下さい)

申 込 数	
許 可 標 識	枚
従 業 者 証	人分

管轄署	警察署
-----	-----

【記載要領】

- 許可に必要な標識について、古物商許可標識か、古物市場主許可標識かのいずれかの「□」にシ点を付けてお申し込み下さい。
 - 従業者様が行商に従事される際には、古物商行商従業者証が必要になりますので、同一申込用紙の古物商行商従業者証の「□」にシ点を付けてお申し込み下さい。
従業者証をお申込の際には、行商従業者の「写真台紙」を添付して下さい。
 - 記載する文字は楷書ではっきりと記入して下さい。
 - 住所の番地表示は、例えば「一丁目2番3号」なら、「1-2-3」と記入して下さい。
- ※ お申込は、ファックスでも郵送でも受け付けています。

【お申込先】

〒520-8501
 滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟内
 公益社団法人 滋賀県防犯協会
 電話番号 077-525-6529 申込書送付FAX番号 077-525-6556

古物関係物品価格表

★古物商・古物市場主許可標識 1枚 2,750円
(送料・税込み) 内訳 単価(税込) 2,450円
送料 300円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 2枚毎に200円加算

* 振込金額 = 許可標識申込数 × 2,450円 + 送料

(例)申込1枚の場合 2,750円(内訳：許可標識1枚2,450円 + 送料300円)

申込4枚の場合 10,300円(内訳：許可標識4枚9,800円 + 送料500円)

◎ 振込手数料は、申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～ 2枚	300円
3～ 4枚	500円

★古物商行商従業者証 1枚 1,070円
(送料・税込み) 内訳 単価(税込) 870円
送料 200円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 5枚毎に180円加算

* 振込金額 = 従業者証申込数 × 870円 + 送料

(例)申込1枚の場合 1,070円(内訳：従業者証1枚870円 + 送料200円)

申込10枚の場合 9,080円(内訳：従業者証10枚8,700円 + 送料380円)

◎ 振込手数料は申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～ 5枚	200円
6～10枚	380円

【代金前払】 取扱金融機関 滋 賀 銀 行

払込先名義 公益社団法人 滋賀県防犯協会

種 別	支店名	口座番号
普通預金	県庁支店	376026

公益社団法人 滋賀県防犯協会

〒520-8501

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟内

お問合せ先

電話番号 077-525-6529

FAX番号 077-525-6556

E-mail: info@bouhan-shiga.or.jp

(2025年2月28日修正)

古物営業法では、次の通り定められています。

古物商・古物市場許可標識の提示(法第12条第1項)

古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

古物商行商従業者証の携帯・提示(法第11条第2項・第3項)

古物商は、その代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならない。

古物商又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は前項の行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。